# 7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

## ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱し、趣旨に賛同したさまざまな団体の参加・協力のもとに、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年や少女たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で61回目を迎えます。

運動の副題に「～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を添えることで、より分かりやすく効果的な推進を目指しています。

今年の重点事項は「立ち直りを支える取り組みについての理解促進」と「犯罪や非行をした人たちの就労・住居等の生活基盤づくり」です。犯罪からの立ち直りには、彼らを見守り支える地域社会のあたたかい心が必要です。また、彼らが立ち直り、二度と犯罪を起こさなければ、私たちが暮らす地域も安全で安心なものになるのです。

期間中、町では深谷地区保護司会寄居支部や寄居地区更生保護女性会を中心に、関係団体との合同パレードをはじめ、学校訪問・街頭広報活動などを行います。

県内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、自転車盗や万引き、住宅侵入盗や車上狙い、また振り込め詐欺など身近な場所で発生しています。

こうした犯罪や非行の背景には、急速な社会の変化の中で、住民同士、または家族間の「対話」や「ふれあい」が少なくなるなど、人間関係の希薄化が徐々に進み、地域社会や家庭が従来持っていた犯罪抑止力や教育力が低下してきたことが考えられます。

地域の連帯や家族の絆（きずな）の大切さを再認識し、安全で安心して暮らせる明るい社会を築いていくことは、犯罪をなくし、次世代を担う青少年を非行から守ることにつながります。みなさんで対話とふれあいの輪を広げ、犯罪や非行を犯した人たちの立ち直りを支えましょう。

**問い合わせ**／健康福祉課（☎581・2121内線121）へ。

## ご協力ください"愛の募金"

寄居地区更生保護女性会（峯岸佳子会長）では、毎年7月に「社会を明るくする運動強調月間」の活動の一環として「愛の募金」を行っています。

この募金は、昭和35年から実施しているもので、寄居町内では、更生保護女性会が発会した平成12年度から取り組み、平成22年度には、約53万円のご協力をいただきました。

この募金は、一部を県内・町内の福祉施設に、また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、絵本の購入費として寄居町内9カ所の保育所等へ寄附させていただきました。

更生保護女性会は、心ならずも罪を犯した人や、非行少年に暖かい手を差し伸べ、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうと活動しているボランティア団体です。

皆さんの温かいご理解とご協力をお願いします。

**問い合わせ**／峯岸佳子さん（☎581・1377）へ。





# 「すぐやる課」を設置しました！

町では、これまで取り組んできた「親身な町政」の更なる推進のため、4月1日から「すぐやる課」を設置しました。

「すぐやる課」では、行政に関する身近な困りごとの受付窓口として、役場内の各課と連携し、「すぐ聞く・すぐ行く・すぐ対応」の実現を目指します。

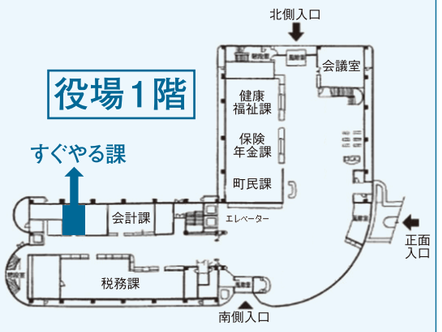


### こんな仕事をしています

「役場に尋ねたいことがあるけれど、どこに相談したらいいの？」そんな時はお気軽にお声がけください。「すぐやる課」では、すぐに現場へ出かけて、皆さんからの相談内容を直接伺い、緊急を要する場合の応急措置や、相談内容の担当課への連絡等、解決に向けて取り組みます。

### 「すぐやる課」が役場全体の「すぐ対応」を推進します

皆さんからの相談には、担当課と連携して迅速な対応を心がけます。対応が難しい場合でも、担当課に対応できない理由や、解決への見通しの報告など、迅速・丁寧な対応を心がけます。

### 「なんでもやる課」ではありません

蜂（はち）の巣の撤去や私有地の掃除・草むしり、個人間のトラブルの解決等、町として対応できない相談をいただく場合もあります。このよう場合は、他の相談窓口をご案内する等、誠意をもって対応させていただきますが、「すぐやる課」は「なんでもやる課」ではありませんので、ご了承いただきますようお願いします。

**受付窓口**／すぐやる課（役場1階）
**受付時間**／開庁日の午前8時30分～午後5時15分まで
※相談内容や場所の再確認等が必要になる場合がありますので、お問い合わせの際は、住所・氏名・電話番号をお伝えください。
**問い合わせ**／すぐやる課（☎581・2121内線141、142）へ。

# 日本脳炎予防接種について

日本脳炎ワクチンの定期予防接種は、平成17年5月30日に厚生労働省の中止勧告を受け、積極的な勧奨を差し控えていました。平成21年6月に新たな日本脳炎ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）が開発されたため、町では段階的に積極的な接種勧奨を進めてきました。

今年度は、3歳、4歳のお子さんと小学3年生、4年生のお子さんが積極的な接種勧奨の対象となります。4歳児は平成22年度の3歳児健康診査時、3年生は平成23年6月、4年生は4月に個別予防接種依頼書を送付していますので、母子手帳の接種歴を確認のうえ、必要な回数の接種を受けてください。3歳になるお子さんには、誕生日前に個別予防接種依頼書を郵送しています。

また、平成23年度に5歳から8歳になるお子さんへの第1期の積極的勧奨は来年度以降に予定されています。5歳から16歳になるお子さんの第2期の積極的勧奨はその必要性を国で検討しているところです。今後も国からの情報を本誌や町公式ホームページでお知らせしていきます。

なお、積極的な勧奨の対象でない方も、日本脳炎に感染するおそれがあると思われる場合や、接種差し控えにより第1期の接種が終わっていない場合は、希望により接種を受けることができますので保健福祉総合センターへご相談ください。

詳細は、日本脳炎に関する厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansensho u20/annai.html）をご覧ください。

**接種方法**／個別接種となります。医療機関へ予約のうえ、個別予防接種依頼書と日本脳炎予防接種予診票（予防接種手帳につづられています）をご持参ください。
**費用**／無料（公費負担）

### 麻しん風しん予防接種について

麻しん風しんの予防接種は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間に限り、中学1年生（第3期）および高校3年生（第4期）に相当する年齢の方も定期予防接種として実施しています。

今年度から、修学旅行や研修旅行等の学校行事で海外へ行くなど、特段の事情がある高校2年生は、定期予防接種として公費による接種が可能となりました。各学校には埼玉県が通知します。該当する方には個別予防接種依頼書を発行しますので、お子さんの母子手帳を保健福祉総合センターへ持参してください。

**問い合わせ**／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。